

修習専念資金貸与 FAQ ~これから貸与を受ける方へ~

- Q1. 修習専念資金の貸与を申請するに当たって、何か条件や制限はありますか。 1
- Q2. 司法修習生選考申込者ですが、実務修習地が決まらないと、貸与を受けるかどうか、いくら貸与を受けるか判断できないので、提出期間内に申請することができません。どうすればよいのですか。
..... 1
- Q3. 修習中、旧姓を使用する予定ですが、貸与申請も旧姓で行ってもよいのですか。 2
- Q4. 振込口座の通帳として、銀行の統廃合前(支店・出張所の統廃合前)のものしか持っていないのですが、その写しを貼付することで差し支えありませんか。 2
- Q5. 振込先金融機関がネット銀行の(又は通帳を紛失した)ため、通帳がありませんが、「通帳の写し貼付用紙」には何を貼付すればよいでしょうか。 2
- Q6. 外国籍であり、通称の口座しか持っていないのですが、貸与申請はどのように行えばよいのですか。 2
- Q7. 自然人の保証人 2 人は、誰でもよいのですか。 2
- Q8. 外国在住者を保証人としてもいいのですか。 2
- Q9. 配偶者(子)には収入がありますが、扶養加算は認められますか。 3
- Q10. 実際に修習専念資金が交付されるのはいつですか。 3
- Q11. 貸与決定通知書を紛失し、修習専念資金 ID を忘れてしましましたが、どうすればよいのですか。 3
- Q12. ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の 2 種類が記載されていますが、どちらを届け出ればよいですか。 3
- Q13. 金融機関を保証人に立てた場合に、資金業法に基づく指定信用情報機関への照会や登録は行われるのですか。 3

Q1. 修習専念資金の貸与を申請するに当たって、何か条件や制限はありますか。

保証人(自然人 2 人又は最高裁判所の指定する金融機関)を立てれば、貸与の申請を行うことができます。

Q2. 司法修習生選考申込者ですが、実務修習地が決まらないと、貸与を受けるかどうか、いくら貸与を受けるか判断できないので、提出期間内に申請することができません。どうすればよいのですか。

貸与申請は隨時受け付けていますので、実務修習地決定後速やかに申請してください。

Q3. 修習中、旧姓を使用する予定ですが、貸与申請も旧姓で行ってもよいのですか。

貸与申請は戸籍姓で行っていただくことになります。なお、振込口座についても、戸籍姓の口座で届け出でていただくこととなります。

Q4. 振込口座の通帳として、銀行の統廃合前(支店・出張所の統廃合前)のものしか持っていないのですが、その写しを貼付することで差し支えありませんか。

可能な限り、最新の通帳に更新した上で、その写しを貼付してください。やむを得ない場合は、統廃合前の通帳の写しでも差し支えありませんが、修習専念資金貸与申請書には、最新の金融機関名(支店・出張所名)を記載してください(記載に誤りがあると、振込ができなくなる可能性があります。)。

Q5. 振込先金融機関がネット銀行の(又は通帳を紛失した)ため、通帳がありませんが、「通帳の写し貼付用紙」には何を貼付すればよいでしょうか。

当該金融機関の手続完了通知やキャッシュカードなど振込先が特定できる書類等の写しを「通帳の写し貼付用紙」に貼付して提出してください。金融機関名(銀行名、支店名等)、預金種別、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号及び番号)及び口座名義人(読み仮名)が分かる部分の写しを貼付してください。なお、修習専念資金の振込が可能なネット銀行は一部の機関に限定されていますので、注意してください。

Q6. 外国籍であり、通称の口座しか持っていないのですが、貸与申請はどのように行えばよいのですか。

修習専念資金貸与申請書(情報通信技術を利用する方法(以下「電子申請」という。)を含む。)の「氏」欄及び「名」欄に氏名を、「フリガナ」欄には通称を記載していただいた上で、氏名の者と通称

の者が同一人物であることを証明する書面（住民票の写し等（マイナンバーの記載がないもの））を郵送してください。

Q7. 自然人の保証人 2 人は、誰でもよいのですか。

修習専念資金の貸与の申請者の修習専念資金に係る債務について、保証できる資力を有している方となりますが、そのような方であればどなたでも差し支えありません（両親その他の親族の方でも差し支えありません。）。

Q8. 外国在住者を保証人にもいいのですか。

保証人となる方には、印鑑登録証明書を提出していただきます。外国在住の方でも、日本に住民登録している方は印鑑登録証明書を、日本に住民登録していない方は在外公館（外国にある日本国大使館、総領事館）の発給する署名証明書を提出すれば、保証人として申請することができます。

Q9. 配偶者（子）には収入がありますが、扶養加算は認められますか。

配偶者の加算要件は、婚姻関係又はそれと同等の関係（内縁関係）にあることです。また、子の加算要件は、申請者の子で、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあります。したがって、いずれの場合も、収入があるか否かは問いません。

Q10. 実際に修習専念資金が交付されるのはいつですか。

届出の金融機関により異なりますが、修習専念資金交付日一覧の「修習専念資金交付日」に届出口座に入金されます（ただし、届出に不備があった場合や、第 1 回の交付日につき、貸与申請に必要な書類が令和 6 年 2 月 15 日（木）まで（第 77 期につき）に提出されなかった場合には、交付日以降に入金されることがあります。）。

Q11. 貸与決定通知書を紛失し、修習専念資金 ID を忘れてしましましたが、どうすればよいのですか。

貸与期間中の方は、司法研修所総務課人事係に連絡してください。

据置期間・返還期間中の方は、最高裁判所事務総局経理局主計課出納係に連絡してください。

Q12. ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の2種類が記載されていますが、どちらを届け出ればよいですか。

記号・番号を届け出してください。なお、修習専念資金貸与申請書（電子申請を含む。）のゆうちょ銀行記載欄にもその旨が記載されています。

Q13. 金融機関を保証人に立てた場合に、資金業法に基づく指定信用情報機関への照会や登録は行われるのですか。

現在保証人となっている金融機関の方針として、指定信用情報機関への照会や登録は行われません。